

(様式1)

ふじみ第1デイサービスセンター 利用料金

令和5年4月1日より適用

介護予防通所介護相当サービスの場合(1ヶ月あたり)

介護度	基本料金 (送迎代・入浴代含)①	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ②	運動器機能向 上訓練加算③	科学的介護推 進体制加算④	栄養アセスマ ント加算⑤	栄養改善加算 ⑥	介護職員処遇 改善加算Ⅰ⑦ (注1)	介護職員特定 処遇改善加算 Ⅱ⑧(注1)	介護職員等ベ ースアップ等支 援加算⑨	地域区分7級地⑩	食材料費 (保険外の負担 額)	合 計 1ヶ月に4回、または8回利用した場合
事業対象者(週1回)	1,672円/月	88円/月	225円/月	40円/月	50円/月	200円/月	122円/月	25円	23円	32円/月	680円/日	4,997円(①+②+③+④+⑤または⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+680×4日)
事業対象者(週2回)	3,428円/月	176円/月					231円/月	47円	43円	60円/月		9,740円(①+②+③+④+⑤または⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+680×8日)
要支援1(週1回)	1,672円/月	88円/月					122円/月	25円	23円	32円/月		4,997円(①+②+③+④+⑤または⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+680×4日)
要支援2(週2回)	3,428円/月	176円/月					231円/月	47円	43円	60円/月		9,740円(①+②+③+④+⑤または⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+680×8日)

※⑤または⑥は⑤(50円)で計算しています。

通所介護 6時間以上～7時間未満の場合(1日あたり)

【帰りの送迎15:40から】

介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ③	個別機能訓練 加算Ⅰイ④	介護職員処遇 改善加算Ⅰ⑤ (注2)	介護職員特定 処遇改善加算 Ⅰ⑥ (注2)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算⑦	地域区分7級 地⑧ (注2)	介護保険内の 負担額の合計	食材料費 (介護保険外 の 負担額)	合 計 (入浴を実施 した場合)
要介護1	581円	55円 または 40円	22円	56円	48円	10円	9円	12円	778円	680円	1,458円
要介護2	686円				54円	11円	10円	14円	893円		1,573円
要介護3	792円				60円	12円	11円	15円	1,008円		1,688円
要介護4	897円				66円	14円	12円	17円	1,124円		1,804円
要介護5	1,003円				73円	15円	14円	19円	1,242円		1,922円

※入浴加算は40円で計算しています。

※栄養アセスメント加算または栄養改善加算については、栄養アセスメント加算(50円)で計算しています。

※ご請求額は、  
・栄養アセスメント加算(月額50円)  
または  
・栄養改善加算(月額200円)  
+  
・科学的介護推進体制加算(月額40円)  
+  
・個別機能訓練加算Ⅰ(月額20円)  
が追加されます。

⑨

7時間以上～8時間未満の場合(1日あたり)

【帰りの送迎16:40から】

介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ③	個別機能訓練 加算Ⅰイ④	介護職員処遇 改善加算Ⅰ⑤ (注2)	介護職員特定 処遇改善加算 Ⅰ⑥ (注2)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算⑦	地域区分7級 地⑧ (注2)	介護保険内の 負担額の合 計	食材料費 (介護保険外 の 負担額)	アロママッサー ジ (介護保険外 の 負担額)	合 計 (入浴を実施 した場合)
要介護1	655円	55円 または 40円	22円	56円	52円	11円	10円	13円	859円	680円	300円/1か所 1回10分程	1,539円
要介護2	773円				59円	12円	11円	15円	988円			1,668円
要介護3	896円				66円	13円	12円	17円	1,122円			1,802円
要介護4	1,018円				74円	15円	14円	19円	1,258円			1,938円
要介護5	1,142円				81円	16円	15円	21円	1,393円			2,073円

※入浴加算は40円で計算しています。

※栄養アセスメント加算または栄養改善加算については、栄養アセスメント加算(50円)で計算しています。

※ご請求額は、  
・栄養アセスメント加算(月額50円)  
または  
・栄養改善加算(月額200円)  
+  
・科学的介護推進体制加算(月額40円)  
+  
・個別機能訓練加算Ⅱ(月額20円)  
が追加されます。

⑨

注1 介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び地域区分7級地の金額は、基本料金や加算の変更等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ⑦は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤または⑥)}×59/1000】で算定されます。条件を満たさない場合は、介護職員特定処遇改善加算Ⅱ(1カ月の総額×10/1000)を算定します。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ⑧は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤または⑥)}×12/1000】で算定されます。

ベースアップ等支援加算⑨は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤または⑥)}×11/1000】

地域区分7級地⑩は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤または⑥+⑦)}×14/1000】で算定されます。

注2 介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ⑤は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)}×利用日数+⑨}×59/1000】で算定されます。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ⑥は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)}×利用日数+⑨}×12/1000】で算定されます。

ベースアップ等支援加算⑦は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)}×利用日数+⑨}×11/1000】

地域区分7級地⑧は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)}×利用日数+⑨}×14/1000】で算定されます。

◎その他の加算

☆運動機能向上訓練加算：(225円/月)機能訓練指導員等が運動機能向上計画に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。(但し、通所介護は除きます)

☆入浴加算Ⅰ：利用者の入浴を行った場合。入浴加算Ⅱ：医師などが利用者の居宅を訪問し、浴室における動作及び環境を評価し入浴計画を作成したのち、入浴を行った場合。

☆中重度者ケア体制加算：(45円/日)中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合デイサービス利用者全員に対して加算を算定します。

☆科学的介護推進体制加算：(40円/月)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用した場合。

☆個別機能訓練加算Ⅰイ(56円/日)・個別機能訓練加算Ⅰロ(85円/日)：機能訓練指導員等が個別訓練計画書に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

☆個別機能訓練加算Ⅱ：(20円/月)Ⅰに加え、個別機能訓練計画書などの内容をデータで提出し、フィードバックを受けた場合。

☆生活機能向上連携加算：通所介護事業所の職員とリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをする場合。

☆ADL維持等加算(Ⅰ)(30円/月)・ADL維持等加算(Ⅱ)(60円/月)：一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定の水準を超え、そのADLのデータを提出しフィードバック情報を活用した場合。

☆認知症加算：(60円/日)看護職員と介護職員の配置を従前より十分に行い、更に認知症介護指導者研修等の修了者を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が20%以上の場合(日常生活自立度Ⅲ以上の利用者のみ算定します)

☆若年性認知症利用者受入加算：(60円/日)若年性認知症利用者へサービスを提供した場合。※ただし、認知症加算を算定している場合は算定しない。

☆口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)：(20円/日)①利用開始及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態について確認し、ケアマネージャーに情報を提供した場合 ② 栄養状態 ①・②いずれも適合すること

☆口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)：(5円/日)Ⅰの①または②に適合した場合。

☆栄養改善加算：(3カ月以内に限り200円/月2回まで)低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に、管理栄養士が低栄養状態の改善等を目的に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。

☆栄養アセスメント加算：(50円/月)管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに栄養アセスメントを実施。利用者または家族へその結果を説明し、栄養状態などの情報をデータ提出し、フィードバック情報を活用した場合。

☆口腔機能向上加算Ⅰ：(3カ月以内に限り150円/月2回まで)口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に、看護職員等が口腔機能の向上を目的に個別的に口腔清掃の指導もしくは実施をした場合、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施をした場合。

☆口腔機能向上加算Ⅱ：(3カ月以内に限り160円/月2回まで)Ⅰの要件に加え、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画などの情報をデータ提出し、フィードバック情報を活用した場合。

☆事業所が送迎を行わない場合：基本料金から片道の場合47円を差し引きます。(原則として利用表に計画されている場合に限りです。但し、予防の方は除きます。)

☆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：(所定単位数5/100)中山間地域等に居住する要介護者に対する介護サービスの提供に係る交通費や移動の時間等を評価するための加算です。

☆感染症又は災害の発生を理由とする介護報酬による評価：感染症や災害の影響により利用人数が減少した場合に基本報酬への3%加算又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例があります。

上記の、中重度者ケア体制加算・認知症加算につきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。但し、予防の方は除きます。

・中重度者ケア体制加算・生活機能向上連携加算・ADL維持等加算・認知症加算・若年性認知症利用者受入加算・口腔・栄養スクリーニング加算・口腔機能向上加算につきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。

・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算につきましては、該当する地域にお住いの方に限り算定となります。